改正後	改正前
二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
5　［略］	5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（貸金業法施行規則の一部改正）

第十二条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法）	（電磁的方法）
第一条の二の二　法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。	**第一条の二の二**　［同上］
一　電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合、法第四十一条の三十六第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合又は第三十条の十五第一項若しくは第二項に規定する同意を得る場合　次に掲げる方法	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法
二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［2・3　略］	［2・3　同上］

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）	（電磁的記録に記録された事項を提供するための方法）
第二十六条の六十八　法第二十四条の四十四第二項第四号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。	**第二十六条の六十八**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
［2・3　略］	［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法）	（大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法）
第二十二条の三　［略］	**第二十二条の三**　［同上］
2　法第二十七条の三十の十一第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
［3～6　略］	［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。